

税制上の優遇措置について【法人の場合】

公益社団法人愛知県緑化推進委員会は、愛知県知事から、所得税法施行令第 217 条第 1 項第 3 号及び法人税法施行令第 77 条第 1 項第 3 号（公益の増進に著しく寄与する法人）に該当する「公益社団法人」に認定されています。

「特定公益増進法人」に対する寄附になりますので、一般の寄附金とは別枠で、以下の金額を限度として損金算入が出来ます。

● 優 遇 措 置 の 内 容 ●

$$\text{特別損金算入限度額} = \{(\text{資本金} \times 0.375\%) + (\text{所得金額} \times 6.25\%)\} \div 2$$

※ なお、損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めることができません。

$$\text{一般の寄附金の損金算入限度額} = \{(\text{資本金} \times 0.25\%) + (\text{所得金額} \times 2.5\%)\} \div 4$$

税の優遇措置を受ける場合は、当委員会が発行する「領収書」を添付し申告手続きを行ってください。

なお、申告手続きの内容につきましては、所轄の税務署にお問い合わせください。